

兵庫県公立大学法人学部長等選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人組織規程(平成25年法人規程第1号)第21条第1項に規定する学部長、研究科長及び研究所長(以下「学部長等」という。)の任命、選考、任期等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命及び選考)

第2条 理事長は、学長の申出に基づき、学部長等を任命する。

2 前項に規定する学部長等の任命は、理事会の議決を経て行う。

3 第1項に規定する学長の申出は、兵庫県公立大学法人組織規程(平成25年法人規程第1号。以下「組織規程」という。)第8条に規定する人事委員会(以下「人事委員会」という。)が学部長等の推薦に基づいて行う選考の結果に基づき行う。

4 学部長等は、前項の規定により学部長等候補者を推薦するときは、あらかじめ兵庫県立大学教授会規程(平成25年兵庫県立大学規程第78号)第2条第1項に規定する教授会又は同条第2項に規定する教授会に代えて置かれる委員会の意見を聴き、その意見を付した上で、原則として複数の者を挙げなければならない。

5 学校教育法(昭和23年法律第26号)第4条第1項第1号に規定する文部科学大臣の認可が必要な場合その他の人事委員会が特に必要と認める場合の学部長等の選考については、第3項の規定にかかわらず、学部長等の推薦に基づくことを要しないものとする。

(選考の時期)

第3条 人事委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に学部長等を選考する。

(1) 学部長等の任期が満了するとき

(2) 学部長等が辞任を申し出たとき

(3) 学部長等が欠けたとき

2 学部長等の選考は、前項第1号に該当するときは任期の満了日の30日前までに、同項第2号又は第3号に該当するときは速やかに行う。

(学部長等の任期等)

第4条 学部長等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第3条第1項第2号又は第3号に規定に該当する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第5条 理事長は、学部長等が次の各号のいずれかに該当するとき、その他学部長等たるに適しないと認めるときは、理事会の議決を経て、学部長等を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反があるとき。
- 2 前項の規定により学部長等を解任する場合は、学長の申出に基づき行うものとする。
- 3 前項に規定する学長の申出は、人事委員会の審査の結果に基づき行う。
- 4 理事長は、学部長等を解任する場合には、その学部長等に弁明の機会を与えるものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、学部長等の選考等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人兵庫県立大学成立後最初の学部長等の任命及び任期は、第2条第1項及び第4条第1項の規定にかかわらず、別表のとおりとする。
- 3 平成25年10月31日現在、現にシミュレーション学研究科長である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

附 則 (平成25年11月6日改正)

この規程は、平成25年11月6日から施行する。

附 則 (平成27年2月12日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月1日改正)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成29年3月1日から施行する。
- 2 平成29年4月1日付けで任命する学部長等に係る選考及び学長の申出は、次により行う。

- (1) 選考は、平成 29 年 4 月 1 日前において、改正前の例により理事会が行う。
- (2) 学長の申出は、前号の選考結果に基づき行う。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日改正）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 4 日改正）

- 1 この規程は、令和元年 12 月 4 日から施行する。
- 2 令和 3 年 4 月 1 日開設予定の社会科学部研究科（仮称）、情報科学研究科（仮称）及び理学部研究科（仮称）の研究科長予定者の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

附 則（令和 2 年 1 月 8 日改正）

- 1 この規程は、令和 2 年 1 月 8 日から施行する。
- 2 令和 2 年 4 月 1 日付けで任命する経営学研究科、会計研究科、経営研究科、応用情報科学研究科、物質理学研究科及び生命理学研究科の研究科長の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

附 則（令和 3 年 3 月 17 日改正）

- 1 第 2 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日に設置する芸術文化観光専門職大学の学部長の任命及び選考並びに任期について準用する。この場合において、第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する学長は、芸術文化観光専門職大学学長予定者、第 2 条第 3 項に規定する人事委員会は、但馬地域専門職大学設立準備委員会と読み替えるものとする。
- 2 この規程は、令和 3 年 3 月 17 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表

職 名	氏 名	任 期
経済学部長	新 澤 秀 則	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
経営学部長	池 田 潔	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
経済学研究科長	新 澤 秀 則	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
経営学研究科長	佐 竹 隆 幸	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
会計研究科長	高 須 教 夫	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
経営研究科長	佐 竹 隆 幸	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
工学部長	山 崎 徹	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 3 月 31 日
工学研究科長	山 崎 徹	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 3 月 31 日
理学部長	大 隅 隆	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
物質理学研究科長	高 橋 慶 紀	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
生命理学研究科長	大 隅 隆	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
環境人間学部長	関 哲 洋	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
環境人間学研究科長	北 元 憲 利	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
看護学部長	片 田 範 子	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
看護学研究科長	片 田 範 子	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
応用情報科学研究科長	西 村 治 彦	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
シミュレーション学研究科長	理事長が指名する 副学長	当分の間
緑環境景観マネジメント研究科長	斉 藤 庸 平	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 3 月 31 日
政策科学研究所長	開 本 浩 矢	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
高度産業科学技術研究所長	宮 本 修 治	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
自然・環境科学研究所長	田 原 直 樹	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
地域ケア開発研究所長	山 本 あい子	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日